

福岡市木造戸建住宅耐震改修工事費補助金 申請書類チェックリスト

チェックリスト作成者

※申請者または事務代行者（補助金交付申請書に記載または事務代行届にて届け出る者）が作成してください。

□ 1. 補助金交付申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
申請者	耐震改修工事を行う住宅の所有者（又は所有者の2親等以内の者）か ※所有者の2親等以内の者が申請する場合は、申請者が補助金の交付を受け ること及び耐震改修工事を行うことを、所有者全員が承諾していることが わかる書面（任意様式）を添付すること。	□
	申請者は工事業者と契約を行い、工事代金を支払う者か	□
生年月日	申請者の生年月日に誤りはないか。	□
住所	申請者の住所は住民票の記載と相違ないか。	□
確認申請手続きへの該当有無	今回行う工事（耐震改修工事以外の工事を含む）について、確認申請手続 きの要否を確認しているか。 ※木造2階建以上または延べ面積200㎡以上の平屋において、大規模な修 繕・模様替え（建築基準法第2条14号、15号）に該当する工事を行う場合 は、確認申請手続きが必要です。	□
事務代行依頼・ 補助事業関係書類の受け取り	事務代行を依頼する場合や、補助関係書類の受け取りを申請者以外に指定 している場合について、申請者本人の承諾は得ているか。	□
	工事業者以外の者に事務代行・補助関係書類の受け取りを依頼する場合、 「申請等事務代行届」を添付しているか。	□
工事予定期間	申請年度の1月31日までの工事完了予定となっているか。 （例：令和5年度に申請→令和6年1月31日まで）	□
同意・誓約欄	申請書下部に記載の同意・誓約欄について、申請者本人が確認したうえで チェックを行っているか。	□
市税（固定資産税・都市計画税な ど）の納付	申請時点で納期限が到達しているものについて、納税（一括納付含む）を 行っているか。	□
□ 2. 昭和56年5月31日以前に建築された住宅であることを証明するもの（建築確認通知書又は検査済証の写し等）		
下記①～④いずれかを提出		
①新築時の建築確認通知書又は検 査済証の写し	※昭和56年5月31日以前に増築している場合は増築時のもの。	□
②台帳記載事項証明書	①の書類が手元にない場合に提出（福岡市役所4F建築指導課にて取得）	□
③建築士が建築基準法集団規定に 違反していないことを証明する書 類	①、②が取得できない場合（建築確認履歴がない場合）に提出（参考書式 については、建築物安全推進課にお問い合わせください） ※建築士の方に該当建築物が建築基準法集団規定に違反していないことを 証明してもらう必要があります。	□
④固定資産税公課証明書	建築基準法施行以前（昭和25年11月22日以前）に建築された場合、もしく は建築当初に市街化調整区域であった区域に建築されている場合に提出 （各区役所納税課等で取得できます。取得の際は、備考欄に建築時期及び 経過年数を記載するよう依頼して取得してください。）	□
□ 3. 建物の所有者が確認できるもの		
建物の全部事項証明書（建物登記 簿）	登記簿上の所有者と申請者が異なる場合（2親等以内の親族が所有者の承諾 を得て申請する場合を除く）は、下記①～③いずれかの書類を添付するこ と。 ※建物登記簿に記載している地番と「2. 昭和56年5月31日以前に建築され た住宅であることを証明するもの」に記載している地番が異なる場合は、 地番の変遷がわかる土地の閉鎖登記簿を添付すること。	□
①建物の取得直後で建物登記が完了していない場合		
建物の売買契約書等	登記簿上の所有者と申請者間で所有権の移転が行われていることが確認で きるもの。	□
②所有者が亡くなっており、相続登記が完了していない場合（1）、（2）いずれかを提出		
(1)遺産分割協議書、公正証書遺言など	申請者が相続人となることが確認できるもの。 ※申請者以外の相続人がいる場合は、申請者が補助金の交付を受けること 及び耐震改修工事を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる 書面（任意様式）を添付すること。	□
(1)が無い場合		
(2)法定相続人全員が確認できる書類	所有者の出生から死亡までの戸籍謄本 ※法定相続人が複数いる場合は、申請者が補助金の交付を受けると及び 耐震改修工事を行うことを、相続人全員が承諾していることがわかる書面 （任意様式）を添付すること。	□
③ ①、②に該当せず、やむを得ない理由により建物所有者が確認できない場合		
固定資産税の納税通知書等	申請者本人が固定資産税の支払いをしていることがわかるもの。	□

裏面に続く

<input type="checkbox"/> 4. 耐震診断結果報告書（一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断されたもの）		
上部構造評点	総合評点1.0未満か。（1.0以上の場合は、補助対象外）	<input type="checkbox"/>
診断面積	住宅以外の面積を含む場合は、図面に住宅以外の部分の範囲と面積を記載	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 5. 耐震補強計画書（一般財団法人日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき計画されたもの）		
上部構造評点	総合評点1.0以上か。（2階建の場合は、1階のみ評点1.0以上でも可） ※住宅耐震改修証明書については、総合評点1.0以上の場合のみ申請可。	<input type="checkbox"/>
工事内容（壁補強位置など）の確認	施工内容（耐震壁の補強位置など）について、申請者と工事業者間で協議のうえ双方同意を得ているか。 （従前が窓である箇所を壁にする場合は、建築基準法上問題ないか。居住者の生活上問題ないかを入念に確認した上で申請すること。） ※基礎補強など、診断ソフトにて工事位置を示すことができない工事がある場合は、図面に工事箇所、数量を明示すること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 6. 見積書		
見積内容	工事箇所、数量は「5.耐震補強計画書」と整合がとれた内容となっているか。 ※診断・設計者と工事業者が異なる場合は、施工内容（使用部材、施工方法など）を診断・設計者へ入念に確認したうえで工事計画・見積を提出すること。	<input type="checkbox"/>
見積期限	見積の有効期限は、申請時点で有効なものとなっているか。	<input type="checkbox"/>

申請者が法人の場合、代理受領制度、利子補給制度を利用する場合は下記も確認

以下、申請者が法人の場合に提出		
<input type="checkbox"/> 7. 法人登記の全部事項証明書		
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 8. 消費税額の取扱いについての届出等		
法人の確定申告状況によって必要書類が異なります。 「木造戸建住宅耐震改修工事費補助 補助金申請マニュアル」の「別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出」を参照して下記いずれかの書類を提出してください。		
補助金の交付の申請に係る届出書	「木造戸建改修費補助 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	<input type="checkbox"/>
完了報告時または工事を行う年度の属する決算期の確定申告後に提出が必要な書類	「木造戸建改修費補助 補助金申請の手引き」を参照し、記載内容を確認した。	<input type="checkbox"/>
以下、代理受領制度を利用する場合に提出		
<input type="checkbox"/> 9. 代理受領事前申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
<input type="checkbox"/> 10. 法人登記の全部事項証明書（代理受領を行う施工業者のもの）		
	役員全員の名前ふりがな、生年月日が確認できる資料（任意様式）を添付すること。 ※福岡市HPにて参考様式「役員名簿」をダウンロード可	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 11. 誓約兼同意書（福岡市HPにてダウンロード可）		
以下、リバース60利子補給制度を利用する場合に提出		
<input type="checkbox"/> 12. 【リバース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（福岡市HPにてダウンロード可）		
融資の仮審査	本申請に係る工事について、下記の金融機関に借り入れ申し込みを行い、仮審査が完了している。	<input type="checkbox"/>
融資を受ける金融機関 （右空欄に記載）		
上記金融機関の担当者と連絡先 （右空欄に記載）		

各種様式は下記HPからダウンロードできます。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/bid_safe/life/1656.html

